

No.	質問	回答
1	給付金をもらうにはどうしたらいいですか。	ゆりかご調布面接、こんにちは赤ちゃん訪問をお受けください。その際に申請案内をお渡します。 令和7年3月31日までにゆりかご調布面接を受けられた方、出産された方は「(令和6年度) ようこそ調布っ子サポート事業」のホームページでご確認ください。
2	支給金の対象者は誰ですか。	(1)令和7年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦の方 (2)胎児の数の届出をした妊婦の方 (3)令和7年4月1日以降、(1)または(2)の手続き前に流産・死産・人工妊娠中絶をされた方 (詳細はQ30をご覧ください) いずれも申請時点で調布市に住民票がある方が対象です。
3	一度に2回分の給付金を受け取ることは可能ですか。	原則、2回分の給付金を一度に支給することはできません。 当制度は妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付事業を両輪で進めていくよう国からの指針が出ております。調布市では、妊娠期と出産後に面談を行うことで、妊婦の方に対して寄り添った支援を継続して行うことを目的としており、給付金につきましても妊娠期と出産後に面談を受けた方を対象としております。ご理解いただきますようお願いいたします。
4	ゆりかご調布面接は不要だが、給付金は申請したいです。	1回目の給付の申請案内はゆりかご調布面接後にお渡ししていますので、まずは面接をお受けください。体調などやむをえない理由で、妊娠期間中に面接が難しい場合は、オンライン面接等も可能です。子ども家庭センターへご相談ください。
5	申請を忘れていました。案内文の期限を過ぎてしまいましたが申請できますか。	市の指定する申請期限を過ぎてしまった場合には、子ども家庭センターまでご連絡ください。 なお、下記の通り法律上の申請期限があり、これを過ぎた場合には、申請権利が消滅するためご注意ください。 1回目の給付：医療機関で胎児心拍が確認された日から2年間 2回目の給付：出産予定日の8週間前から2年間
6	里帰り中のため、調布市でこんにちは赤ちゃん訪問を受ける予定がありません。給付金は申請できますか。	2回目の給付金の申請案内は調布市でこんにちは赤ちゃん訪問を受けた後にお渡ししています。里帰りから戻られた後でも訪問は可能です。里帰り期間が長期となる場合は、子ども家庭支援センターまでお問い合わせください。
7	外国籍ですが、給付金はもらえますか。	外国籍の方も、日本国籍を有する者と同様の条件を満たせば対象となります。
8	多胎の場合は支給額は合計いくらですか。	妊娠に対して5万円、さらに妊娠している子どもの人数に応じて5万円を支給します。例えば双子の場合、計15万円となります。
9	現金を選択したが、ギフトに変えたいです。変更は可能ですか。	一度申請いただいた支給内容は、原則変更できません。事前にご検討の上申請をお願いいたします。
10	ギフトを選択したが、現金に変えたいです。変更は可能ですか。	
11	現金の代わりに選べるギフトとはどのようなものですか。	東京都指定のギフトになる予定です。詳細はしばらくお待ちください。
12	R7年3月31日以前にゆりかご面接を受け、令和6年度の制度で給付を受けた出産応援ギフトのポイントがまだ残っています。出産予定は令和7年4月1日以降ですが、産後にギフトカードを選択した場合、出産応援ギフトのカードとのポイント合算はできますか。	令和7年3月31日まで給付していた、「出産応援ギフト」のギフトカードと、令和7年4月1日より給付する「妊婦のための支援給付」のギフトカードとは、ポイント合算ができません。令和7年4月1日以降にご出産された方は、赤ちゃん訪問後のギフト選択の際、現金給付も選択可能です。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。
13	妊婦名義以外の口座に給付金を振り込むことは可能ですか。	妊婦のための支援給付は「妊婦」に対して行うものなので、妊婦本人の口座以外に振り込むことはできません。
14	妊婦が銀行口座を持っていない場合はどうしたらいいですか。	妊婦本人以外の口座に支援金を振り込むことはできませんので、現金給付をご希望の場合は新たに口座をご準備いただく必要があります。また、現金相当のギフトを選択いただくことも可能です。ご確認ください。

15	妊婦の住民票は他市にあるが、住んでいるのは調布市です。その場合、調布市から給付金はもらえますか。	申請時点で調布市に住民票のない方は対象外です。住民票のある市区町村にご相談ください。
16	ギフトカードから現金給付へ変わったのはなぜですか。	令和6年3月31日までの制度では、電子クーポンでの提供を基本とする国の指針に従い、ギフトカードを提供しておりました。令和7年4月1日からの新しい制度では、現金その他確実な方法で給付金を支払うことが法律で定められており、調布市では、法律に従い、現金給付を基本としております。また、希望される方は現金相当のギフトを選択することも可能です。
17	申請案内を紛失しました。	担当窓口で再交付します。子ども家庭センターまでお問い合わせください。 なお、再交付した申請案内は窓口でお渡しします。
18	令和7年3月31日以前にゆりかご調布面接をしたが、ギフトではなくて現金給付に変更したいです。	当事業は、令和7年4月1日以降に申請をした方を対象としております。それ以前に申請をされた方は、対象となりませんので、変更できません。
19	令和6年度の制度から給付額が変更となっているのはなぜですか。	令和6年度、調布市では、赤ちゃん訪問後の申請時に東京都出産子育て応援事業の5万円分と合わせて10万円分のギフトカードをお渡ししていました。こちらの事業は令和7年3月31日をもって終了となりますので、令和7年4月1日以降に申請を行う場合は5万円の支給となります。今後の東京都による支援事業の詳細等は東京都へお問合せください。
20	給付金はいつ頃振り込まれますか。	申請いただいてから、2か月から3か月後に指定の口座に振り込みます。
21	申請から3か月以上経過していますが給付金の振込が確認できません。	子ども家庭センターまでお問合せください。
22	出産予定日の8週間前から給付金を申請できると聞いた。出産前に給付金を申請することは可能ですか。	調布市では、原則こんにちは赤ちゃん訪問を受けた後に2回目の支給金の申請をいただいております。お急ぎの場合は子ども家庭センターまでお問合せください。なお、支給金は申請から支給まで2か月から3か月お時間がかかります。ご了承ください。
23	令和7年3月生まれで、令和7年4月にこんにちは赤ちゃん訪問を受けた。現金給付は対象となります。	令和7年3月31日以前にお生まれになったお子様を養育されている方は、令和6年度ようこそ調布っ子サポート事業（国の出産・子育て応援交付金）の対象となり、ギフトカード支給の対象となります。こんにちは赤ちゃん訪問をお受けいただいた際に申請案内をお渡ししていますので、案内に沿って申請してください。なお、詳細はホームページをご覧ください。
24	調布市から転出予定ですが、給付金はもらえますか。	申請時に調布市に住民登録があり、条件を満たした場合は対象となります。 転出先での提供を希望される場合は転出先市区町村へお問い合わせください。 なお、給付金は1回目、2回目ともに同一の妊娠において複数の市区町村から二重で受け取ることはできません。
25	他自治体で妊娠届出をし、調布市に転入予定です。給付金はもらえますか。	申請時に調布市に住民登録があり、ゆりかご調布面接をお受けいただければ対象となります。 ただし、転出元の市区町村で給付金を受け取っている場合は対象となりません。
26	転入当日に給付金を申請することは可能ですか。	住民票の登録を確認してから、申請案内をお渡ししますので、転入手続き当日は申請いただけない場合がございます。その場合は、申請案内を後日郵送いたします。ゆりかご調布面接は転入手続きの翌日以降をおすすめします。
27	現在、海外に住んでおり、出産後に調布市に転入予定。給付金を申請するための流れを知りたいです。	調布市に転入手続き後に、子ども家庭センターまでご相談ください。こんにちは赤ちゃん訪問をお受けいただいた後に、給付金の申請についてご案内します。なお、申請期限については、ホームページをご確認ください。
28	現在海外に住んでいるが、調布市に住民票があります。令和7年5月に出産予定ですが支給金は海外にいても申請できますか。	海外にお住まいでも、調布市に住民票がある場合は対象となります。申請方法につきましては、子ども家庭センターへお問合せください。
29	調布市に住んでおり、現在妊娠中。住民票は調布市に残したまま、海外で出産予定。渡航前に2回目の支給金がほしいです。	調布市では、原則赤ちゃん訪問を受けた後に申請いただいております。しかし、ご希望があれば出産予定日の8週間前の日以降で申請が可能です。申請前に面談を受けていただく必要があります。詳細はお電話でお問合せください。なお、給付金は申請から支給まで2か月から3か月のお時間がかかりますので、対応できる口座（または受け取り可能な国内の住所指定）をご用意ください。また、申請最終期限は出産予定日の8週間前から2年間ですので、帰国後に申請いただくこともご検討ください。

30	流産・死産した場合は対象になりますか。	胎児心拍が確認された後に流産・死産・人工妊娠中絶された場合は、給付金の対象となります。申請方法については、子ども家庭センターまでお問合せください。子ども家庭センターでは、保健師等の専門職が心や体の不安や悩み等についてご相談をお受けします。ご希望の際はご相談ください。
31	流産・死産した場合に申請に必要なものはなにか。	妊娠を確認できる書類（母子健康手帳や医師の診断書など）が必要です。詳細は子ども家庭センターまでお問合せください。
32	人工妊娠中絶は給付金の対象となるか。	胎児心拍の確認後であれば給付の対象となります。
33	出生後、児が亡くなりました。2回目の給付の対象になりますか。	出生後にお子さまが亡くなられた場合も、2回目の給付金の対象となります。詳細は、担当までお問い合わせください。